

名護市地域公共交通実証実験事業委託業務仕様書

- 1 業務委託名：名護市地域公共交通実証実験事業委託業務
- 2 業務委託期間：契約の日から令和2年3月18日まで
- 3 業務の範囲：名護市内
- 4 発注者：名護市長
- 5 調査項目と内容

名護市久志地区二見以北地域における住民及び来訪者等滞在者の公共交通の利便性を確保するため、新たな公共交通の運行可能性を検証するため、実証実験を行う。業務内容は次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。
なお、実証実験で使用する運行経費等については、交通事業者での運行を計画しているため、今回のプロポーザル企画提案には含まない。

(1) 地域交通課題を踏まえた公共交通対策の方針策定

名護市地域公共交通基礎調査業務の提案を踏まえ、対象地域における公共交通対策の方針を定める。

(2) 実証実験の運行計画策定

実証実験実施方針を検討し、公共交通の運行計画を策定する。

(3) 地域公共交通会議等の開催

地域公共交通会議を開催する。会議の趣旨としては、市内の公共交通の方向性の検討とし、その一環として今年度実証実験内容の確認等を行うものとする。なお、会議開催に際し、より実証実験地域の住民の声を取り入れるため、会議開催前の聴き取り等も検討する。

(4) 実証実験の実施支援

計画策定、地域公共交通会議の開催、事業認可申請手続き等を経た上で実証実験を実施する。

(5) 実証実験に関わる広報の計画及び実施

実証実験効果を高めるため、実証実験広報計画を検討し、実証実験時の広報を実施する。

(6) 住民ニーズの把握

実験時において実験地区の利用者、住民に対するアンケート調査を実施し、満足度、改善点等を把握する。

- ・利用者アンケート調査（利用者に対する満足度、課題等を把握）
- ・住民アンケート調査（主に、実験対象区域）

(7) 実証実験の評価

実証実験の評価を行うため、評価方法の検討を行い、実験時のデータを取得することで評価（今年度の実験評価）を実施する。

(8) 今後の対策方針

実証実験の結果及び地域公共交通会議での議論を踏まえ、実証実験運行の見直し方針

及び市内全域の公共交通改善方針について整理・検討を行う。

(9) その他

発注者及び受注者の協議により、必要と認める調査。

6. 報告書作成

上記業務内容を整理し、業務報告書を取りまとめる。

7. 成果品等

- ・業務報告書・・・・・・・・・・10部
- ・電子媒体(CD-R)・・・・・・・・・・1式

8. 履行期間

契約の日から令和2年3月18日まで

9. 成果品提出期限

令和2年3月18日まで

10. 成果品の帰属

本業務における成果は全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

11. その他

- (1) 本業務については、発注者とその手法や内容について十分協議し、進めること。
- (2) 受託者は業務期間内において、関係資料の提出を発注者より求められたときは、それに応じるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでも業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 本業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項、個人情報等は委託者の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的で使用してならない。